

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、A所在のB会社において、また、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まではA所在のC会社において、合計〇年〇か月の間、石綿作業に従事し、労働局長から、平成〇年〇月〇日付けで健康管理手帳（石綿）が交付されている。請求人は、平成〇年〇月〇日付けで「じん肺管理区分管理2、PR1/1、F（-）」と決定され、同月〇日付けで健康管理手帳（じん肺）が交付され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として「じん肺管理区分管理2、続発性気管支炎」の傷病名で、療養補償給付を受給し、また同日から平成〇年〇月〇日までの全期間について、休業補償給付を受給していた。

請求人はその後、監督署長に「石綿肺、続発性気管支炎」の傷病名で、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、その余の日については、療養のため労働することができない日とは認められないとしてこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間に係る休業補償給付の請求のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、その余の日については療養のため労働することができない日とは認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求期間の全てについて、休業を必要とする期間であったと主張するので、以下検討する。

- (1) 休業補償給付の請求に当たっては、「療養のため労働することができなかったと認められる期間」を含む傷病の経過について、診療担当者の証明を受けなければならない（労働者災害補償保険法施行規則第13条第2項）ところ、請求人の提出した請求書には当該証明欄に主治医であるD医師が「ただし軽作業（デスクワーク）のみ可能」と記載していることが認められる。
- (2) 休業補償給付における労働することができないとは、一般的に働けない状態であるところ、監督署長がD医師に軽作業が可能と判断した根拠等を確認した書面によると、当該記載はD医師が請求人の呼吸機能障害を踏まえて「就労不可」とは言えないとして記載したものであることが認められる。
- (3) そうすると、請求人の行った請求は、実質的には医師の証明なく行われたものであって、医学的根拠に乏しいものと言わざるを得ない。
- (4) なお、請求人の続発性気管支炎にかかる検査の結果をみると、療養の対象となる痰の性状・量を示す場合とそうでない場合が繰り返されている。続発性気

管支炎の場合、症状の出現期においては要療養とし、消退期においては療養の中断として扱う（昭和53年6月1日付け事務連絡「じん肺の合併症に係る療養等の取扱いについて」）とされており、この取扱いは妥当であると当審査会も考えるところ、請求人は粘性痰が認められずいったん治ゆとなっていること、直近の検査結果で粘性痰が認められないこと、さらに療養を再開した時点での検査結果が不明であることを踏まえると、療養を要するとの要件を明らかに満たしているとは言えず、請求人の主張を認めることはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。